

マウンテン・カルチャー・クラブ（M C C）同好会 規約

平成 27 年 7 月 30 日制定

令和 4 年 2 月 1 日改訂

（名称）

第 1 条 本会は、「マウンテン・カルチャー・クラブ」と称し、略称を「M C C」とする。

（所在地）

第 2 条 本会は次の住所に置く。
東京都千代田区四番町 5 番 4
公益社団法人 日本山岳会内

（設立年月日）

第 3 条 本会の設立年月日は、平成 27 年 7 月 30 日とする。

（目的）

第 4 条 本会は、山の文化を学ぶとともに、登山を楽しむことを目的とする。

（構成員）

第 5 条 本会の構成員は、公益社団法人 日本山岳会に所属する会員をもって組織する。
2 本会に会費を支払った者を会員とする。

（資格喪失）

第 6 条 本会の構成員は、次の事由によってその資格を失う。

- （1）退会
- （2）本会に対し、1 年以上年会費を滞納したとき。
- （3）本会の構成員が同意したとき。
- （4）除名

（総会）

第 7 条 本会は、年に 1 度の総会を行い（通常総会という）、臨時で総会を行うことができる（臨時総会という）。
2 通常総会は、本会の構成員をもって構成し、1 月から 3 月の間に実施する。
3 総会は代表が招集する。
4 通常総会では、事業報告、事業計画及び決算に関わる事項を行う。

（役員）

第 8 条 本会は、役員を 2 名以上置く。
2 役員は、代表、副代表、会計とし、総会参加者の多数決によって承認される。

（会費）

第 9 条 構成員の年会費は 500 円とする。
2 支出の目的は次に定める。
（1）ゲストへの支払い

(2) 本会の事業を行うための経費

(3) その他

3 流動資産はすべてゆうちょ口座で管理する。

(雑則)

第10条 この規約の改訂は、総会の決議を経て行う。

附則

1 この規約は、本会の設立の日から施行する。

2 この規約の改定は、令和4年2月1日から施行する。